

発議第1号

令和3年3月15日提出

国東市議会議長 大谷 和義 様

提出者
議会運営委員会委員長 野田 忠治

国東市議会会議規則の一部改正について（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由 本会議や委員会への欠席事由として、出産について産前・産後の期間にも配慮した規定とするよう、併せて、育児や介護等にも明文化した規定とするものである。

デジタル化政策の一環として、これまで行政手続き等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、請願者に対し提出時に求めている署名押印を署名又は記名押印に改める改正を行う。また、これに併せて、請願者が法人の場合の条文について、規定の整備を行う。

国東市議会会議規則の一部を改正する規則

国東市議会会議規則(平成 18 年国東市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 91 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 139 条第 1 項中「並びに」を「及び」に改め、「及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)」を削り、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願」を「前 2 項の請願」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。